平成２４年（フ）第２５５３号
名古屋市中川区法華西町２丁目47番地の１
債務者　長坂　光子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８０６号
大阪府高槻市柱本５丁目22番12号
債務者　森田小夜子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５６８号
大阪府豊中市若竹町２丁目15番17号
債務者　花岡　由紀
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２２３号
東京都世田谷区太子堂４丁目18―12　ラポール原口201号福本良一方、申立時の住所大阪市淀川区西中島２丁目12番８―206号
債務者　福本千代美
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３８９号
大阪市港区市岡元町３丁目１番14号　プリーマメゾン野崎301号、前住所大阪市西区立売堀１丁目13番17号
債務者　白永　則夫
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３９４号
大阪市生野区巽北３丁目９―11、住民票上の住所大阪市生野区新今里１丁目14番８号
債務者　瑞原明子こと　鄭　　太年
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３９６号
大阪府守口市京阪本通２丁目７番13―402号
債務者　稲田　　哲
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４２９号
大阪市淀川区東三国５丁目８番15号
債務者　淳こと　渡邊　公之
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４３７号
大阪市生野区巽北３丁目16番15―601号
債務者　中村貞香こと鈴木貞香こと　朴　　貞香
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４４２号
大阪市港区三先１丁目17番７号　マンション三先133号
債務者　鈴木　眞仁
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４６８号
大阪市住吉区長居１丁目11番１号
債務者　狐狐こと　岡野　光子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５４２号
大阪市港区波除５丁目11番７―603号
債務者　天野　恵美
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６４９号
大阪市平野区瓜破東３丁目１番６号　エステート南平野402号、住民票上の住所大阪府南河内郡河南町さくら坂２丁目10番５号
債務者　碇　　謙二
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７２９号
大阪府大東市明美の里町15番23号
債務者　松本　博史
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９０９号
大阪府東大阪市善根寺町２丁目４番４号
債務者　髙木　夏紀
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７号
大阪市淀川区野中南１丁目10番２号　Kハイツ302号
債務者　三谷知栄子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８６号
大阪市旭区清水１丁目４番８号
債務者　橋本程夫こと　朴　　台鎬
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部